令和４年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

高校生のお子様がいらっしゃるご家庭へ

〇子育て世帯生活支援特別給付金（児童１人当たり5万円）は、低所得の子育て世帯を支援する給付金です。
〇高校生分の給付金を受給するには、申請が必要な場合があります。
〇以下のフローチャートを参考に、該当する方は、紀の川市役所こども課で申請手続きをしてください。

① 高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
（令和4年4月分の児童手当を受給していますか？）

YES

NO

② 高校生のお子さんについて、
令和4年4月分の児童扶養手当や
特別児童扶養手当を受給していますか？

YES

NO

支給要件を満たす場合、
申請は不要です！

※ 児童手当又は特別児童扶養手当の口座に振り込まれます。
※ 児童扶養手当を受給している方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

支給要件を満たす場合、
紀の川市役所にて
申請を行ってください！！

詳しくは裏面参照

■ 紀の川市子育て世帯生活支援特別コールセンター
※令和4年10月31日までの開設です。11月1日以降は右記へお問い合わせください。
0120-210-722
（受付時間：平日9:00～17:00）

■ 紀の川市役所
こども課　子育て支援班
0736-77-2511（代表）
（受付時間：平日8:45～17:30）

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。

1. 支給手続

- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、紀の川市役所本庁７階に開設している【**子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター**】に直接ご提出いただくか、こども課に**郵送**でご提出ください。
- 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- 申請期間は、**令和４年７月１９日～令和５年２月２８日**です。

2. 支給額

児童１人当たり　一律 ５万円

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※　令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② ■令和４年度**住民税（均等割）が非課税**の方
または
■令和４年１月１日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※　児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、紀の川市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金　で検索